

平成 25 年度埼玉県清掃行政研究協議会調査研究事業

小型家電リサイクルの取り組み状況

アンケート調査報告書

平成 26 年 3 月

埼玉県清掃行政研究協議会

目 次

第1章 調査研究について	1
1. 調査研究事業について	2
2. 調査研究の目的および実施方法	2
(1) 調査研究の目的	2
(2) 調査研究の実施方法	2
(3) 調査の実施時期	3
(4) 報告書の見方	3
第2章 調査結果	5
1. 小型家電リサイクルの実施状況	6
(1) 実施状況	6
(2) 回収方法	8
(3) 回収品目	9
(4) 回収実績	10
(5) 引き渡し（処理委託）先	13
(6) 従前より実施している資源物への影響	14
2. 小型家電リサイクルの導入経緯	15
(1) 開始した目的および導入効果	15
(2) 環境省モデル事業としての申請の有無	17
(3) 導入時の住民への周知方法	18
(4) 導入までの課題および工夫した点	20
3. 小型家電リサイクル回収形態別の実施状況	23
(1) ポックス回収	23
(2) ステーション回収	30
(3) ピックアップ回収	35
(4) イベント回収	39
(5) 直接持ち込みによる回収	44
(6) 抛点回収	49
4. 小型家電リサイクルにおけるその他の実施状況	51
(1) 個人情報が含まれる小型家電への対応	51
(2) 小型家電に含まれる乾電池取り外し作業	52
(3) ストック時の盗難防止	55
(4) 回収に係る住民負担（手数料）	56
5. 引き渡し業者との契約および引き渡しについて	57
(1) 引き渡し業者との契約について	57

(2) 引き渡しの方法について.....	60
(3) 売却について.....	64
(4) 契約に当たり工夫した点および苦労した点	68
6. その他.....	69
(1) 住民の反応について	69
(2) 小型家電リサイクル実施上の課題と対策	70
(3) その他.....	73
資料 アンケート調査表.....	75

第1章 調査研究について

1. 調査研究事業について

埼玉県清掃行政研究協議会（以下、本協議会という。）は、埼玉県内の 84 団体（埼玉県、63 市町村、20 一部事務組合）で構成され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の精神に基づき、廃棄物の適正な処理及び清潔の保持に関する知識および技術を交流して、廃棄物の処理体制を確立し、生活環境の保全および公衆衛生の向上を目的とする協議会である。本協議会は当該目的の達成に資するため、ごみ処理、し尿処理、および災害廃棄物の分野において、昭和 60 年度より調査研究事業を実施し、廃棄物の適正な処理に必要とされる技術・情報を提供している。

2. 調査研究の目的および実施方法

（1）調査研究の目的

平成 25 年 4 月、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行され、環境省が実施した「小型家電リサイクル法に関する自治体アンケート」によると、全国の自治体のうち、1,305 市区町村が小型家電リサイクルを実施中、または前向きに検討という調査結果となった。本調査研究は、埼玉県内の市町村および一部事務組合の小型家電リサイクルに対する取り組みの現状について取りまとめ、小型家電リサイクルにおける参考資料とし、さらなる効率的・効果的な事業実施に資することを目的として実施した。

（2）調査研究の実施方法

本調査研究の実施方法については、表 1 のとおりである。

表 1 調査研究の実施方法

調査地域	埼玉県
調査対象	本協議会会員 84 団体のうち、小型家電リサイクルの対象品目の処理を直接実施している 61 団体
調査方法	アンケート調査票への記入（E メールによる配布・回収）
回答状況	全調査対象団体より回答（有効回収率 100%）

(3) 調査の実施時期

■平成26年1月15日から平成26年2月14日まで

(4) 報告書の見方

■回答結果の割合「%」は、有効回答数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第1位で四捨五入したものである。

■複数回答（複数の選択肢から任意の数の選択肢を選択する方法）では、各選択肢の有効回答数に対し、それぞれの割合「%」を示しているため、合計値が100.0%を超える場合がある。

■表の「N数」は、有効標本数（集計の対象とした団体の数）を表している。

■各有効標本数には、アンケート回答時点において、小型家電リサイクルを既に実施している団体数、および実施に向けて調整中の団体数の双方を含む。

■自由記述による回答をまとめた表では、重複する内容の回答の掲載について省略している。

■見出しの後に記載した（ ）内は、該当する設問番号である。

